

パブリック・コメントでいただいたご意見等

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成 28 年 9 月 20 日（火）から平成 28 年 10 月 19 日（水）まで

(2) 募集方法

持参、送付、ファクシミリ、電子メール

(3) 閲覧・配布場所

- ① 都市計画局ホームページ
- ② 都市計画局計画部都市計画課（都市景観）（市役所本庁舎 7 階）
- ③ 市民情報プラザ（市役所本庁舎 1 階）
- ④ 大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ⑤ 各区役所（出張所含む）

2. 意見受付結果

(1) 意見受付通数

受付通数 12 通（意見総数 29 件）

(2) 受付通数 12 通の内訳

・受付方法別（通）

持参	送付	ファクシミリ	電子メール
1	1	3	7

・性別（人）

男性	女性	無回答
12	0	0

・年齢別（人）

19 歳以下	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	無回答
0	2	1	1	5	1	1	0	1

・住所別（人）

市内	府内	府外	無回答
5	3	2	2

(3) 意見総数 29 件の内訳

- ・景観施策の体系に関するご意見（2 件）
- ・景観施策の展開の方向性に関するご意見（4 件）
- ・景観計画に基づく景観形成の取り組みに関するご意見（18 件）
- ・景観まちづくりや普及啓発に関するご意見（2 件）
- ・その他（3 件）

別紙参照

（別紙）項目別の意見の要約

1 景観施策の体系に関するご意見（2件）

- ・景観の現況や特性などが丁寧に記載されており、景観形成の課題、目標、基本方針への流れも理解しやすい。大阪の景観について学ぶことができ、非常に良いものになっている。
- ・これまで様々な制度が混在しわかりにくい体系になっていた景観関連施策が、景観法の下に整理され、施策体系としてわかりやすくなった。

2 景観施策の展開の方向性に関するご意見（4件）

○夜間景観に関するご意見（1件）

- ・重点的な視点場から望むことが可能な100m以上のビルの室内照明を祝祭日にも点灯することで、都市夜間景観の演出をしてはどうか。

○景観資源・眺望景観に関する意見（3件）

- ・大阪城や造幣局、中之島図書館、中央公会堂といった、大阪が誇る素晴らしい観光名所は、水辺に生い茂る木々により隠れてしまい、水上からきれいにご覧いただくことができない。よりよい水都大阪の景観づくりのため、水辺の木々の剪定・整備についてご検討いただきたい。
- ・大阪を象徴する景観資源（大阪城や中央公会堂など）において、屋外広告物、信号機、電柱などを徹底排除してはどうか。
中之島であれば淀屋橋・渡辺橋などの橋上、大阪駅周辺であれば梅田歩道橋やJRと阪急の連絡橋などを視点場とした重点的景観誘導や規制があってもいいのでは。
- ・淀屋橋上からの生駒山の山並みなど、特定の視点場からの眺望の確保、保全についても、今後検討いただきたい。

3 景観計画に基づく景観形成の取り組みに関するご意見（18件）

（1）景観計画区域における景観形成について（6件）

○重点届出区域の指定に関するご意見（2件）

- ・重点届出区域は今後も増えていくと思われるが、どのようにして増やしていくのか、その考え方と具体的な取り組みの方向を記載しておくべきである。
- ・重点届出区域・中之島地区の区域から川の対岸が重点届出区域から外れることになるのは、現行の中之島景観形成地域では対岸の敷地まで含まれていることを考えると残念である。

○重点届出区域の景観形成に関するご意見（2件）

- ・中之島地区の景観形成は、公園を中心とした御堂筋以東の東部、ビジネス地区である御堂筋～なにわ筋の中部、今後開発が進むなにわ筋以西の西部に分けて考える必要がある。中之島の西端の安治川・川口・富島地区は、近年、中之島GATEとして、西区側、福島区側とも整備が進められており、景観上も重要なエリアとなっているので、河川景観配慮ゾーンとして何らかのコメントを加えるなど留意していただきたい。
- ・メトロポリタンとしての大阪を発信する複合景観（大阪駅周辺、中之島、御堂筋）において、増加する景観阻害要因対策をしてはどうか。ただし、上質の屋外広告は共存可能とした今回の対応には賛成である。

○基本届出区域（一般区域）の景観形成に関するご意見（2件）

- ・都心部の商業地等の取り上げられることの多い重要地区だけでなく、一般の人々が生活している空間こそ、アプローチされるべき。地域の特色が着実に色褪せてしまっているように思う。
- ・飛田・今里・松島の料理組合（旧遊郭）をどのように考えているのかを、明示すべきではないか。

（2）景観配慮ゾーンについて（2件）

- ・大川の桜ノ宮橋から毛馬閘門の区間は河川らしい雰囲気を感じられるため、配慮ゾーンは毛馬閘門まで広げるべきである。
- ・第2章第3節に示される特徴的な景観要素と景観配慮ゾーンの関係がわかりにくく、説明がないと唐突感がある。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について (3件)

○植栽の基準〔上町台地景観配慮ゾーン〕について (1件)

- ・上町台地景観配慮ゾーンの「植栽」についての基準に、地域に残された緑が敷地内になれば意味がない基準になるため、「緑の見せ方を工夫する」といった記載もあわせてされてはどうか。

○夜間景観の基準について (1件)

- ・各区域の「夜間景観」についての基準は、具体的に何をすれば良いかがわからない。

○材料の基準について (1件)

- ・各区域の「材料」についての基準は、経年変化によって味わいを深めるものもある。

(4) 屋外広告物に関する行為の制限に関すること (4件)

- ・現状、道路上空へのつき出し看板は「汚い」というイメージしかない。「美しく」という観点ならはっきり計画の中で道路上空の突き出し看板については原則認めないように記載してほしい。
- ・ビルの建て替えは長時間を要する。いい計画もたった一つの阻害要因により効果が発揮されないのは残念である。重点地区などメリハリはあっていいが、京都市のような既存不適格への強い姿勢を望む。
- ・大阪名物であるネオンサインの広告も規制されていくと、大阪の観光文化も衰退して行くと思う。
- ・屋外広告の一元的な誘導は街の活気を損ない、伝えるべき事が伝わらないという事にも繋がりがかねない。御堂筋地区の「長堀通以南」のエリアは、道頓堀を含む心斎橋から難波高島屋駅前という商都大阪のシンボルのエリアである。ここで他地区と同じ誘導を行うことは賑わいという大阪らしい景観を失うことになるため、重点届出範囲からは除外、もしくは「意匠等基準は」他地区と同じとせず、それぞれの街の特性を考慮した誘導を希望する。

(5) 景観重要公共施設の指定について (1件)

- ・堂島川、土佐堀川に架かる橋梁も景観上重要な施設であり、指定に加えることを検討いただきたい。

(6) 景観協議における具体の誘導について (2件)

- ・事前協議のメンバーには、大阪市ご担当、デザインや景観に関する学識経験者に加えて、屋外広告業界からも参加していただきたい。
- ・大阪市が目標とする街全体の景観イメージを具体的に示すことで理解が深まり、より実効性のある景観計画になると思う。

4 景観まちづくりや普及啓発に関するご意見 (2件)

- ・市民や事業者による自主的な景観形成を促進していくため、活発な市民や事業者に行政から働きかけるような施策があっても良いのではないかな。
- ・事業者にとっては景観形成が企業の価値を高め、ひいては「儲かる」ことにつながるものであることを意識してもらうことが大切だと思う。

5 その他 (3件)

- ・放置自転車、たばこのポイ捨てやごみ、捨て看板など、日常の景観に対するささやかな市民意識の更なる醸成や義務などについても言及してはどうか。
- ・公共事業の際は、住民に大きく公表してから議論の機会を与え、意見を収集し、妥当か否かを熟慮してから行うように心がけてほしい。
- ・北ヤード跡地計画について、箱物計画には断固反対である。せつかくの広い土地にありきたりの高層マンション・高層ホテル・高層物販施設を建築して、緑と広い空をぶちこわさないで頂きたい。高層建築物建設から脱却して、今こそ、大空間を目指すべきではないか。